



家畜衛生だより



令和5年度第1号（山羊・羊） 令和5年4月発行

南部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

新年度挨拶 所長挨拶

南部家畜保健衛生所所長の市沢です。平素より、家畜保健衛生所業務に御理解御協力を頂き御礼申し上げます。昨年度に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、第1例目の発生が過去で最も早い10月28日に確認され、その後もこれまで本病の発生がなかった6県（福島、鳥取、山形、沖縄、長崎、群馬）を含め、令和5年4月7日時点で26道県84事例、鶏の殺処分対象数約1,771万羽と過去最多数の発生となっております。県内では家きん6事例約63万羽の発生がありましたが、関係者の皆様の御協力のもと防疫措置を完了することができました。県内飼養鳥での発生も確認され、全国的にリスクが高まる中、今後も農場へのウイルス侵入防止に向けての継続した取り組みが非常に重要です。

豚熱につきましては、現在までのところ、県内の野生イノシシでの豚熱陽性事例は確認されておりませんが、関東近県では野生イノシシの陽性事例が後を絶たず、依然として予断を許さない状況です。県では発生予防のための豚熱ワクチン全頭接種を継続しており、ワクチン接種豚の抗体検査のデータ等から県としてワクチンの接種適期を見直し、昨年度から生後30～40日齢での接種を推奨しています。また、従来の知事認定獣医師及び家畜防疫員によるワクチン接種に加え、今年度中には登録飼養衛生管理者によるワクチン接種制度を開始する予定です。

牛の家畜伝染病につきましては、ブルセラ症及び結核は清浄化が達成された一方でヨーネ病は依然として全国的に発生しています。今年度は君津市、富津市、いすみ市、大多喜町、南房総市、鴨川市、勝浦市の該当地区でヨーネ病定期検査を実施しますので御協力をお願いいたします。

家畜伝染病から農場を守り、感染拡大を防止するため、家畜飼養者の皆様には引き続き飼養衛生管理基準各項目の遵守徹底、万々に備えた埋却地の確保等と共に、飼養されている家畜・家きんに異常があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に御連絡下さるようお願いいたします。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

令和5年度南部家畜保健衛生所 新体制



所長 市沢 三香
次長 木下 智秀 *



衛生指導課

課長 石川 直子
主査 平川 智子
上席専門員 末政 奈津美 *
専門員 矢嶋 真二
専門員 佐藤 沙樹
技師 土肥 世生

防疫課

課長 田中 なほ子
上席専門員 細野 真司 *
技師 高貫 秀幸
技師 山口 敦子

転出者

江森格、小高宏貴、後藤花菜、阿部久瑠美

* 転入者

18ヶ月齢以上のめん羊・山羊が死亡した場合

またはTSE※が疑われる症状を呈した場合は、



『TSE検査』が必要です！



※TSEとは、「伝達性海綿状脳症」のことで、めん羊・山羊、鹿などで発症します。めん羊・山羊のスクレイピー、鹿の慢性消耗性疾患が含まれ、神経系の異常を特徴とする法定伝染病です。

死亡した場合（18ヶ月齢以上）や、下記のような症状が見られた場合（全月齢）は、南部家畜保健衛生所までご連絡ください。

めん羊・山羊→脱毛、体の痒み、麻痺、異常歩行、発育不良、無気力化
鹿→体重減少、つまずき、震え、無表情、唾液の増加、嚥下困難、食欲不振、
渴きと排尿過剰、歯ぎしり、頭位異常、耳の下垂

定期報告書の提出をお願いします！

家畜を飼養している方は、毎年、農場ごとに、2月1日時点の家畜の飼養頭羽数、飼養衛生管理状況を、県に報告することが義務づけられています。

まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、**4月15日までに提出**をお願いします。

➤ 2月にお送りした定期報告書提出のお願いの封筒に同封されていた **過去の農場の情報に変更がない場合は、南部家保までお電話**でお知らせください。定期報告書の提出に代えさせていただきます。（変更がある場合は、変更箇所を記載して、返送してください。）

お手数ですが、よろしく願いいたします

千葉県南部家畜保健衛生所 鴨川市八色52

TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。